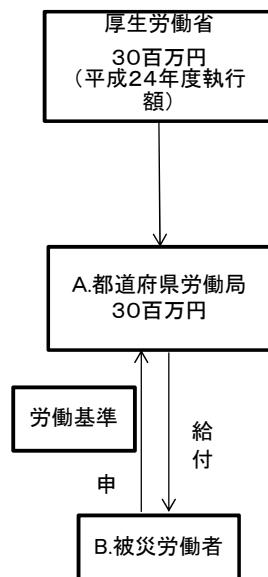


平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	長期家族介護者に対する援護経費		担当部局	労働基準局労災補償部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成7年度		担当課室	労災管理課		木原 亜紀生		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	III-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護を図ること。				
根拠法令(具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	平成7年4月3日付け基発第199号				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	要介護状態にある重度被災労働者を長期間抱える世帯においては、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るべく、長期家族介護者援護金を支給しているものである。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行う観点から、生活転換援護金(一時金100万円)を支給するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
	予算の状況	当初予算	24	49	51	29	31	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	24	49	51	29	31	
	執行額	27	26	30				
執行率(%)	112.5%	53.1%	58.8%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。		成果実績	%	—	80.8%	83.30%	80%
			達成度	%	—	100.0%	100.00%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。 ※本経費は被災労働者の遺族の請求に基づき生活転換援護金を支給するものであり定量的な活動指標を示すことは困難である。		活動実績 (当初見込み)	件	27 (—)	26 (—)	29 (—)	— (31)
単位当たりコスト	1,000,000(円/件)		算出根拠	援護金は請求1件につき1,000,000円で定額となっている。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	長期介護者に対する援護経費	29	31	支給見込みの増による増				
	計	29	31					

事業所管部局による点検								
	項目	評価	評価に関する説明					
国費 要投入 性の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	長期間要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合、その遺族の生活が著しく不安定になることを避けるため、国費を投入し、遺族に対して支援措置を講ずる必要がある。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、要介護状態にある被災労働者への保険給付業務を担う国が実施すべき事業である。					
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	援護金の支給によって、遺族の生活の激変緩和を図っており、重度被災労働者を長期間介護した遺族の援護のために必要であり、優先度は高い。					
事業 の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、労災による被災労働者の遺族に対する支援措置であることから、受益者との負担関係は妥当である。					
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	通達に定められた支給額であり妥当である。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	支給に必要な援護金のみである。					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	申請に応じて、適正に給付を行ったものである。					
事業 の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低成本で実施できているか。	—	—					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—					
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—						
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名					
点検 結果	本事業は、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、遺族の生活の激変を緩和するべく支給するものであり、過去3年間、30件程度の支給数を維持しており、一定のニーズが見込まれる。また、平成24年度においては成果目標および活動指標を達成しているとともに、国費投入の必要性および事業の効率性の各観点からみて適正に実施されており、今後も執行実績を踏まえて必要額を精査し、予算要求を行うこととする。							
外部有識者の所見								
引き続き適正執行に努めること。(長崎)								
行政事業レビュー推進チームの所見								
現状通り	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、遺族に対して、生活転換援護金を支給するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
現状通り	—							
備考								
関連する過去のレビューシートの事業番号								
平成22年	660-20	平成23年	0996	平成24年				
				0838				

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



○支給対象者
以下の①～④のいずれの要件をも満たす者に支給する。

① 障害等級第1級の障害(補償)年金又は傷病等級第1級の傷病(補償)年金の受給者(ただし、受給期間が10年以上の者に限る)であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。
・ 神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること
(③に該当する者を除く。)。
・ 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要すること。
・ せき隨の著しい障害により、常に介護を要すること。
② 妻又は55歳以上若しくは一

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	7		
2	宮城労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	3		
3	山形労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
4	栃木労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
5	長野労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
6	兵庫労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
7	鹿児島労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
8	福島労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
9	茨城労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
10	新潟労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者の遺族	長期家族介護者に対する援護金の請求	30		